

# 御船町農業委員会会議録

令和元年6月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和元年6月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月)午後1時30分から3時00分
2. 場 所 御船町第2分庁舎 大会議室

3. 主席委員(14名)

会 長 1 番 富田 早苗  
会長職務代理者 2 番 荒木 義一  
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛  
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治  
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠  
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子  
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫  
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席者 無し

最適化推進委員 9名参加 10番 川部 裕志欠席

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名 6番 7番
- 4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 6 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7 議案第29号 農業基盤強化促進法第18条について
- 8 議案第30号 農地中間管理事業に関する事について
- 9 報告第9号 非農地判断について
- 10 報告第10号 合意解約通知について
- 11 報告第11号 「耕作証明書」発行について
- 12 その他

5. 農業委員会事務局職委員

課 長 井上 辰弥  
係 長 緒方 弘和  
主 事 吉澤 輝

## 1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。農業委員全委員参加であります。御船町農業委員会第6条に基づき、委員さん14名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の9名の出席をいただいております。只今より令和元年6月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。いよいよ、田植シーズンとなりました。1年の大イベントとなりました。今年、聞いたところ、米の値段が若干下がるようであります。田植するマイナーな話を聞くと、全く力が入らないようになります。皆さんは如何でございますか。というところで、議事録署名委員の指名を行います。6番 大西委員 7番 池田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第26号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

## 3 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。  
議案第26号 農地法第3条1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
令和元年6月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。  
次のページをご覧ください。  
議案 農地法第3条申請 4件案件がございます。  
申請番号1については、2筆ございます。  
① 土地の所在地  
大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。  
大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目田 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

申請は、田：2筆 計△m<sup>2</sup>の申請です。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

田3筆・畑3筆 計△m<sup>2</sup>。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 大字〇△ (有)〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

譲受者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△

〇〇 〇〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）です。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇 △-△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇 △-△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

田2筆 計△m<sup>2</sup>。

理由：3条許可所有権移転（町）です。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。4件11筆です。それでは、申請番号①番の許可要件等の説明です。担当の7番 池田委員お願いいたします。

7番

先日、事務局と現地確認に参りました。現地は良く手入れされておりました。資料の2ページをご覧ください。第2項第1号から第2項第7号まで該当する項目につきましては、適当と判

断致します。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今まで小作をなさっていたのですか。

7 番 いとこ間での貸し借りをなさっておりました。

議 長 ありがとうございます。今、7番委員の説明に対して、ご質問等があればお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。続きまして、申請番号②番、担当の6番大西委員説明をお願いいたします。

6 番 はい、先日、現地確認いたしました。譲渡人と譲受人の農地が隣同士でありまして、周囲も農地であります。譲渡人は、〇〇に居住されており管理が難しくなってきたため、譲受人へ譲りたいということでした。説明資料の4ページをご覧ください。第2項第1号から第7号に該当する要件は、何ら問題なく、許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見や質問等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見がないようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可相当と判断されました。続きまして、申請番号③番、担当の12番 藤岡委員お願いいたします。

12 番 はい、資料は6ページです。訂正がございます。常時従事世帯員数が、女性1名が抜けております。追加記入をお願いいたします。3名でなさっております。5月30日に事務局と代理人の息子さんと現地確認へ参りました。譲渡し人が〇〇〇〇〇〇〇〇さんですが、以前奥を建売住宅用地で申請してあります。その隣接した農地であります。申請者は、甲佐町でも耕作されております。息子さんは会社に従事されておりますが、農業もなされているようであります。よって問題は無いと思われれます。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件に付きまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可いたします。続きまして申請番号④番 担当の 14 番 竹崎委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、3名で現地確認へ参りました。現地は〇〇〇〇道〇〇インターの所から南へ△kmほど行ったところであります。目的としては、所有権移転という事で、相談されたところ、商談がまとまり今回の申請に至りました。説明資料の8ページをご覧ください。譲受人は、現在も農業に従事されており今後も農業をなさると伺っております。第2項第1号から第7号に該当する要件は、何ら問題なく、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。高齢により耕作出来ないための理由でありました。今の申請に対して、御意見等はございませんか。

無いようですので、この案件に賛成される方の挙手をお願いいたします。全委員賛成で、許可と致します。続きまして、議案第27号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書4ページをご覧ください。

議案第27号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年6月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

今月の4条申請は3件であります。

申請番号①土地の所在地

① 大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：道路

理由：4条県許可です。

② 大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

申請者の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：駐車場・月極駐車場

理由：4条県許可です。

③ 大字〇〇 字〇 △ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場

理由：4 条県許可です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。申請番号①②は同じ現場で転用ですのでまとめてお願いいたします。担当は、5 番 荒木委員お願いいたします。

5 番 はい、現地が同じ申請ですのでまとめて説明いたします。先日、現地確認へ参りました。農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。後の議案 5 条に出てまいります。宅地転用に伴い 4 条の申請で道路転用にいたしました。申請地は役場より△k mほど離れた住宅街に存する農地であります。北側は宅地、南側・西側・東側は農地に接している田園地帯の一角であります。申請人は、所有地△-△を第三者に譲渡するため侵入路を確保しなければならないため、農地法第 4 条申請に至った。12 ページが地図、13 ページが計画配置図、赤い斜線部分が申請箇所であります。②番は、駐車場・月極駐車場で隣接する農地の転用であります。19・20・21 ページに地図・配置図・計画図が掲載されております。23 ページに写真がありますが、駐車場であります。

一般基準としては、検討項目 1 から 10 までの項目につきましては、適当と判断されます。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。全体的に見て駐車場で、一部分が通路ということですね。この案件に付ましてご意見などございませんか。

2 番 はい、△-△の一部が申請されていないようですが何故ですか。事務局どうなっていますか。

議 長 はい、お答えいたします。13 ページをお願いいたします。今回の申請地は、△-△の一部は違います。(今回の申請には含みません。宅地であります。)

議 長 他にはございませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請

5 番

番号③番、担当の 5 番 荒木委員説明をお願いいたします。  
はい、現地確認へ参りました。第 2 種農地と判断しております。〇〇集落の山手の方であります。申請地は役場より△ km ほど離れた畑地に属する農地であります。東側は宅地、西側・北側は農地、南側は町道に接している畑地の一角であります。申請人は、土木事業を行っているが資材置場を御船町に確保していないことから、町道に接し整備工事も比較的軽微である当核土地を選定し、農地法第 4 条申請に至った。現在、資材置場として利用しておられます。始末書つきの案件ではございます。一般基準として、1 から 10 までの該当する項目は適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。この案件について、何か質問等はございませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、議案第 28 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議題に入る前に訂正がございます。議案書の 8 ページをご覧ください。申請番号⑥番については、排水同意が得られていないため保留とさせていただきます。訂正をお願いいたします。

6 ページをご覧ください。

議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年 6 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
次のページをご覧ください。今回は 5 件申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △ 地目 畑 面積△㎡。

大字〇〇 字〇〇 △ 地目 畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町字〇〇△ 〇〇 〇〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇都〇〇区〇〇〇△丁目△番△号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△階 〇〇〇〇〇 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇〇



譲受人住所・氏名 ○○市○区○○△丁目△-△  
株式会社 ○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○。  
田 4 筆 計△㎡。

転用目的：宅地分譲

理由：5 条所有権移転（県許可）

以上 5 件 10 筆です。

議 長 はい、ありがとうございます。5 件 10 筆です。まず、申請  
番号①番です。6 番の担当 大西委員より許可要件等の説明  
を致します。

5 番 議案第 28 号受付番号① ○○○○○ ○○  
現地確認へ参りました。

場所の説明を致します。説明資料の 36 ページをご覧ください。国道△号の○○から○○方面へ行く町道から登った集落  
の農地であります。38 ページに有る様な農地であります。現  
況としては荒廃農地となっております。34 ページに戻って  
いただき、農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。  
面積は、△㎡であります。転用目的は、太陽光発電施設の設  
置。事業計画は 37 ページのように設置計画であります。一般  
基準に関しては、1 から 10 までに該当するものについては適  
当と判断致します。排水・隣接農地の同意を得られておりま  
す。総合判断として、許可相当と判断致します。みなさん  
のご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局にお尋ねいたします。  
この農地は荒れている農地であるため、何らかの書類を提出  
しなければならないのではないのでしょうか。

事務局 はい、お答えいたします。お尋ねなのは、始末書のことだ  
と思います。実際現状の写真を見ていただくと人為的に砂利を  
しいたりしておらず、農地が管理できていない休耕地の場  
合は必要ありません。（県の審査の場合でも、休耕地の場合  
は必要ありませんと言われております。）

議 長 他に、この案件について、質問がある方はお願いいたします。  
無いようですので、この案件につきまして、承認いただける  
方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。  
賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ送付いた  
します。続きまして、申請番号②番、担当の 6 番 大西委員説明  
をお願いいたします。

議案第 28 号 申請番号②番

〇〇〇〇〇 〇〇

6 番

はい、現地確認へ参りました。場所は先ほどと同じ集落の農地であります。△～△m手前の民家に隣接する農地であります。44 ページのようにこちらのほうは管理されておりました。次に 40 ページをご覧ください。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△m<sup>2</sup>であります。転用目的は太陽光発電設置であります。計画としては 43 ページのように配置される計画であります。

一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排水・隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。前回 10 番委員もおっしゃってはおりましたが、同じ会社でありますね。譲渡し者 2 件とも親戚関係ですか。

6 番

はい、兄妹であります。

議長

何日か前の新聞で売電が 17 円と書いてあるのを見たと思いますが、利益はでるのですかね。

13 番

個人家庭の売電は 7 円と聞いております。単価が低くて割に合わないと思いますが。

10 番

はい。この会社が、どんどん農地を太陽光発電に変えているようですが、何か計画等があるのですか。

事務局

はい、お答えいたします。この会社の担当者に伺ったところ、1 件予定があると聞いております。(現在の予定では、1 件) 今後、増えていく可能性はあります。

10 番

このような事業計画、この会社がどのように考えているかを知りたいと思います。太陽光、太陽光とどんどん進出しているため大丈夫なのかが心配であります。周囲に対して心配もするわけであります。

事務局

その内容的には、会社に確認しておりませんのでわかりません。次の総会までに確認して伺っておきます。

10 番

その件について、確認をした方が良いと判断致します。

事務局

はい、わかりました。

議長

会社的には、どれくらいの面積という面積は決めておらず漠然としたことではないでしょうか。

10 番

2 種農地と言うことで、事業が入りやすい感じがします。

議 長 農地を耕作出来ないかたがたが多くなってきているのではないのでしょうか。(太陽光にでもという考えではないのでしょうか。) 10 番委員がおっしゃった内容で、どんどん太陽光が増加するのではないのでしょうか。

他にございませんか。

2 番 はい、申請②番ですが、民家が横に建っているのです、大丈夫かなと思います。太陽光と言うのは鏡みたいな物と思います。周围的には、熱いのではないかと判断します。(反射した場合に作物に影響は無いのでしょうか。)

議 長 影響は有るかもしれませんね。この水田は、端の方ですか。

6 番 はい、端であります。民家には近いですね。

議 長 色々な意見がございましたが、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③の要件等の説明を担当の 5 番委員 荒木委員お願いいたします。

申請番号③番

〇〇 〇〇。

5 番 はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。先ほど 4 条申請に出た農地であります。説明資料の 51 ページをご覧ください。写真がございますが赤枠で囲まれた農地を宅地拡張と言うことで申請が上がっております。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。地元区長の排水の同意もあります。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。宅地拡張ということで上がっております。この案件につきまして、質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。ございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号④番、5 番委員 荒木委員説明お願いいたします。

5 番 はい、現地確認へ参りました。先ほどの申請地であります。転用目的は、個人住宅建設であります。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積としては△㎡。震災に

より今回の農地法第5条申請に至りました。一般基準として、1から10までの項目に該当するものに対しては、適当と判断します。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

この案件に付きまして、御意見等はございませんか。

無いようですので、この申請3件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑤番、担当の5番 荒木委員要件等の説明をお願いいたします。

5 番

議案第28号申請番号⑤番 株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

はい、現地確認へ参りました。場所は63ページになります。〇〇〇〇〇の東側になります。転用目的は、宅地分譲であります。宅地に囲まれた農地であります。農地の区分としては、第3種農地であります。面積としては、△㎡で、役場より△mほど離れた所あります。宅地分譲用地としての転用計画をされ、農地法第5条申請に至りました。雨水に関しては、新設道路内の道路側溝及び雨水浸透枡を経て、西側の既存町道側溝へ放流する計画であります。污水に関しては、既設下水道管に接続放流することで、区長からの同意を得ておられます。一般基準につきましては、1から10までの項目に該当する項目に付きまして適当と判断致します。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断されます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。宅地分譲という事で申請が上がってきております。この案件に付きまして、何か質問等がありましたらお願いいたします。

8 番

はい、この内容ではなく、雨水の排水計画が、最終的に町道側溝へ放流となっておりますが、その側溝が対応できるかどうかかわからないと判断致します。相当な水が流れると判断致します。その辺の協議は行っておりますか。

事務局

はい、事務局よりお答えいたします。今のご質問ですが、64ページの配置図に町道側溝へ放流する計画ではありますが、開発面積が1,000㎡を超える案件でありますから、町の開発指導審査会、別の機関で審査が行われています。その際にも

排水の質問があつております。事業者側にも町として、開発が進んでいて、役場周辺に水が集まってきている状況でありますし、その水が矢形川へ流れ込み水害等が発生しやすくなるため出来る限りの対策をして欲しいといった意見が出ておりました。64 ページの図面で、町道側の集水枡①②が有ります。直接町道側溝へ放流するのではなく、一旦敷地内の集水枡で受けて排水を町道道路側溝へ放流する計画にはなっております。

8 番 浸透枡を計画されているのですが、その辺でよいのかが心配されます。道路側溝というのは、道路上の側溝でありますから宅地造成の排水溝ではないため、農業委員会のなかだけでなく、全体的に検討しなければならないのではないのでしょうか。1年間やって来て、必ず道路側溝へ放流となっているため私としてはひっかかります。

議 長 ここは、結構な水が出るのではないのでしょうか。

8 番 以前は、水田であったためそこまでは流れ的に溜まって下の水田へと流れていくため影響は無かったと思いますが、今回造成され直接流れるのが多くなると判断されます。懸念されます。

議 長 他の農地に影響が無いように町との調整をお願いします。他にはございませんか。無いようでございますのでこの案件に付きまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 29 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 29 号にはいる前に 11 ページをご覧ください。手続き上、今月は削除（取り下げ）いたします。

はい、9 ページをご覧ください。

議案第 29 号

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和元年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会 長 富田 早苗。  
議案書 10 ページ利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。9 件ございます。再設定の申請はございませんでした。10 ページをご覧ください。田・畑合計の 54,443 m<sup>2</sup>となつ

ております。続きまして、12 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画を定める。

令和元年 6 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 31 年第 6 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 299,992 m<sup>2</sup>、畑の累計は 94,835 m<sup>2</sup>。田畑合計で 394,827 m<sup>2</sup>となっております。以上です。下の欄に所有権移転がございます。田 12,188 m<sup>2</sup>で合計も 12,188 m<sup>2</sup>であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、議案第 30 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の 14 ページをご覧ください。

議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。令和元年 6 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。15 ページをご覧ください。農用地利用配分計画案による賃借権状況一覧表であります。先ほどの利用権設定の欄にございましたが、農地中間管理機構を通した貸し借りになります。今月 1 件の申請が上がってきております。田の 11,396 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この申請が頻繁に上がってきていますが一度には出来ないものですか。

事務局 出来ます。借手の方が、法人化されておりますので、以前は個人名義で借りておられましたので、期間が満了でそのつど切り替えておられます。一度合意解約をして、結びなおせば出来ます。切り替えのタイミングでなさっております。

議 長 はい、ありがとうございました。今事務局の説明でわかりましたが、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。  
続きまして、報告第9号をお願いいたします。

事務局

はい、議案書16ページをご覧ください。

報告第9号

農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり  
非農地と判断したので、報告する。

令和元年6月10日 提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
非農地通知案件ですが、承認されましたので、報告いたします。  
以上です。

議長

はい、ありがとうございました。報告第10号です。事務局より  
お願いいたします。

事務局

はい、続きまして18ページになります。

報告第10号

農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約を  
した旨の通知があったので、報告する。

令和元年6月10日 提出 御船町農業委員会。次のページ1  
件の合意解約が、提出されております。本日、ここに報告いたし  
ます。

議長

はい、ありがとうございました。続きまして、報告第11号をお  
願いいたします。

事務局

報告第11号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告  
する。

令和元年6月10日提出 御船町農業委員会。1件の耕作証明書  
を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認お願  
いいたします。議案はこれで終了いたしました。その他で事  
務局何かありませんか。

事務局

その他について、事務局よりお知らせがございます。

新聞紙上等で、取り上げられている企業誘致大型商業施設、正  
式にコストコという企業と契約を結んだという事で、これから  
手続きが進んでまいります。農業委員会としても、非常に大き  
な仕事がございます。私達事務局は、農振を担当しております  
ので、まずは、農振除外をし、農転許可申請を行わなければなり  
ません。農地転用許可は県が判断していくわけなのですが、コ  
ストコの案件に関しましても、本日のように町の農業委員会の  
総会にて懸案事項として案件を審議しなければなりません。新

聞では令和3年の春、開業という事で記載してありますが、実際は、工事に1年ぐらいかける状況ですので、この農業委員会に案件として審議するのは、近じかと判断されます。令和2年2月・3月の農業委員会には、コストコの転用申請が出てまいります。なかなか大きな企業ですので、農地転用というのは、今後ないような案件だと思います。担当委員さんもいらっしゃいますが、申請が上がった際には、農業委員会全体で現地視察等も考えております。農業委員さんということで、地元の方々からあそこの手続きはどうなっているのかと質問等があるかもしれませんが、資料としてお配りした内容でお話していただいて結構であります。よろしく願いいたします。以上です。

議長 最初の計画では、今年の表作までが、作付が可能でありました。その後は、耕作しないでくださいと話がありました。農地には関係していませんが、外周の道路に関してはどのようにになりましたか。

事務局 はい、一応コストコが出来る北側と縦断する道路がございますが、実際に12m・9m幅の道路が計画されております。農道がございますが、町道に編入する計画もあります。農道から町道になると作業効率からも考えると、道路担当者と検討しながら話し合っております。営農者の配慮を考えて行って欲しいと思います。

議長 他には何かございませんか。  
無いようでございますので、これをもちまして6月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

6 番

㊞

7 番

㊞